



府消委第99号

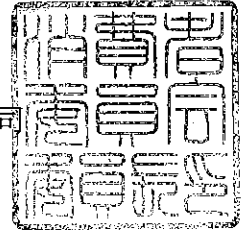
令和2年6月1日

内閣総理大臣

安倍晋三殿

消費者委員会

委員長 山本隆司



答申書

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、諮問された改正案(別添)のとおりとすることが適当とする。

別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>